

青森県報

第三千二百二十六号

平成二十一年
八月二十一日
(金曜日)

目次

告 示

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	(水産振興課)	一
道路の供用の開始	(道路課)	一
水域施設等の建設の変更の届出	(港湾空港課)	二
出先機関		
土地改良区の役員の就任	(三八地域局)	二
土地改良区の役員の就任及び退任	(西北地域局)	二
土地改良区の役員の退任	(上北地域局)	三
土地改良区の役員の住所変更	(同)	三
土地改良区の役員の退任	(同)	三
右	(下北地域局)	四
同	(同)	四
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事務局)	四
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	(同)	四
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	(同)	五
政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表	(同)	五
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出	(同)	六
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出	(同)	六
病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正	(同)	六

公安委員会

銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定……………(生活環境課) ……六

公営企業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(病院局) ……七

告 示

青森県告示第五百五十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十一年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
上北郡おいらせ町二丁目三丁目六〇の三 田中 正衛	百石町区域 百石町漁業 協同組合の 地区	小型定置漁業
上北郡おいらせ町一丁目三丁目七三の七六 沖田 民男		

青森県告示第五百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年九月二十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
青森県道尾駸有戸停車場線	上北郡野辺地町字向田二八六の一から上北郡野辺地町字向田二八六の一まで	平成三・八三

青森県告示第五百五十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の三第一項の規定により、平成十八年十二月二十二日付けで届出のあった水域施設等の建設について、平成二十一年七月十七日付けで次のとおり変更の届出があったので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十一年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 届出人の住所及び名称並びにその代表者の氏名
東京都千代田区内幸町一丁目一之三
東京電力株式会社
取締役社長 清水正孝
- 二 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後
施設の種 類、規模 及び構造	種類 物揚場連絡路M1	種類 物揚場連絡路M1
関連構造物	延長四六・〇〇メートル 天端高T・P・プラス 二・〇〇メートル 直立消波式（基礎工）捨 石（本体工）方塊（上 部）コンクリート	延長二四・四〇メートル 天端高T・P・プラス 二・〇〇メートル 直立消波式（基礎工）コ ンクリート

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、福地土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年八月二十一日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	矢倉 廣美	三戸郡南部町大字小泉字内上平六	平成三・四・二

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、十

種類 物揚場連絡路M2	種類 物揚場連絡路M2
延長一七二・五五メートル 天端高T・P・プラス 四・〇〇メートル 直立消波式（基礎工）捨 石（本体工）方塊（上 部）コンクリート	延長一七二・五五メートル 天端高T・P・プラス 四・〇〇メートル 直立消波式（基礎工）コ ンクリート

土地改良区の役員の内任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大豆田土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年八月二十一日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

役員の内任の氏名	住 所	退任の年月日
理事 澤谷 常大	上北郡横浜町字鶏沢四五の八	平成二〇・三・五

土地改良区の役員の内任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川内町土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年八月二十一日

下北地域県民局長 原 口 健 二

役員の内任の氏名	住 所	退任の年月日
監事 板井 忠強	むつ市川内町上小倉平一	平成二〇・五・二

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治

団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	年 届 月 日 出
熊谷ヒサ子後援会	葛西 恭子	泉 光子	下北郡大間町大字大間字割石六の七	下北郡大間町大字大間字割石六の七	平成二〇・七・七

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	年 届 月 日 出
津島淳後援会	津島 淳	和田 文夫	青森市大字安田字近野三七の一	衆議院議員	平成二〇・七・二四

法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	年 届 月 日 出
津島淳後援会	津島 淳	和田 文夫	青森市大字安田字近野三七の一	衆議院議員	平成二〇・七・二四

青森県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十一年八月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党東通村支部	代表者 竹林 雅史 主たる事務所の所在地 下北郡東通村大字猿ヶ森字下田代一四	代表者 田村 智和 主たる事務所の所在地 下北郡東通村大字小田野沢字中道川目一七の二八	代表者 渡部 英夫 主たる事務所の所在地 下北郡東通村大字小田野沢字中道川目一七の二八	平成 三・七二五
自由民主党青森県農林整備建設支部	代表者 増田 教正	代表者 川村 隆	代表者 杉山 東幹	平成 三・七二六
自由民主党青森県歯科医師支部	代表者 湊谷 浩	代表者 本田 富彦	代表者 本田 富彦	平成 三・七二七

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
税理士による「津島雄一」青森後援会	代表者 兼平 義弘 会計責任者 佐々木 信一	代表者 西村 晴夫 会計責任者 奈良 勝行	代表者 西村 晴夫 会計責任者 奈良 勝行	平成 三・七二一
なかにし修二後援会	主たる事務所の所在地 八戸市大字荒町一	主たる事務所の所在地 八戸市大字長苗代字前田二八の一	主たる事務所の所在地 八戸市大字長苗代字前田二八の一	平成 三・七二六
石田昭弘後援会	主たる事務所の所在地 弘前市大字城東中央二の三の七	主たる事務所の所在地 平川市猿賀南田五一	主たる事務所の所在地 平川市猿賀南田五一	平成 三・七二六
あへ春市連合後援会	代表者 及川 浩	代表者 片谷 圭	代表者 片谷 圭	平成 三・七二六
山本みのる後援会	代表者 山本 仁太郎	代表者 類家 義明	代表者 類家 義明	平成 三・七二七
青森県土地家屋調査士政治連盟	代表者 佐藤 勝幸	代表者 小林 要蔵	代表者 小林 要蔵	平成 三・七二四
石井みどり青森県後援会	代表者 湊谷 浩	代表者 本田 富彦	代表者 本田 富彦	平成 三・七二七

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
青森県歯科医師連盟	湊谷 浩	本田 富彦
青森県税理士政治連盟	奈良 勝行	若山 恵佐雄
日本行政書士青森県政治連盟	白戸 光伸	三浦 實

青森県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年八月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党常盤支部	平成三・七二五	平成三・七二五

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
はばたき21	平成三・六三〇	平成三・七二三
佐々木誠造後援会	平成三・六三〇	平成三・七二三
市民が主人公のみんなの会	平成三・七一	平成三・七二三

青森県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資

金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名 称	代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	届 出 年 月 日
津島 淳 (衆議院議員)	津島淳後援会	津島 淳	青森市大字安田字 近野三七の一	平成 二・七・二四

青森県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年八月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名 称	代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	届 出 年 月 日
佐々木 誠造 (青森市長)	はばたき21	佐々木 誠造	青森市浪打一の七の七	平成 三・七・三

青森県選挙管理委員会告示第六十号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一の表中

医療法人社団聖康会桜田病院	〃 大字和泉二丁目一七の一	を、
聖康会病院	〃 大字和泉二丁目一七の一	に改める。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第八十七号

銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則（平成二十一年五月二十九日青森県公安委員会規則第九号）第一条の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第二条の規定により告示する。

平成二十一年八月二十一日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

一 指定した医師の氏名、その者が勤務する病院等の名称及び所在地並びに診断の対象者

医師の氏名	病院等の名称	病院等の所在地	診断の対象者
堀内 雅之	青森県立つくしが丘病院	青森市大字三内字沢部三五三番地九二	別表中一に掲げる者
藤田 康文	青森県立つくしが丘病院	青森市大字三内字沢部三五三番地九二	別表中一及び二に掲げる者
熊谷 輝	八戸市立市民病院	八戸市大字田向字毘沙門平一番地	
兼子 直	弘前大学医学部附属病院 (弘前大学大学院医学研究科)	弘前市大字本町五三番地	

岩佐 博人	青森県立精神保健福祉センター	青森市大字三内字沢部三五三番地九二一	別表中二に掲げる者
和田 一丸	弘前大学医学部附属病院(弘前大学大学院保健学研究科)	弘前市大字本町五三番地	
東海林 幹夫	弘前大学医学部附属病院(弘前大学大学院医学研究科)	弘前市大字本町五三番地	別表中三に掲げる者
秋山 弘之	東八戸病院	八戸市大字大久保字西ノ平二五番地四四〇	

別表

番号	診 断 の 対 象 者
一	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。)第五条第一項第二号の政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号。以下「令」という。)(第五条の二三号)に規定する病気を除く。)にかかっている者並びに法第五条第一項第三号及び第四号に掲げる者
二	令第五条の二三号に規定する病気にかかっている者
三	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第十六項に規定する認知症である者

二 指定年月日

平成二十一年八月十一日

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年八月二十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県立つくしが丘病院医療情報システム構築業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部つくしが丘病院運営室庶務・管理課
青森市大字三内字沢部三五三の九二
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十一年七月十六日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社青森電子計算センター
青森市大字三内字丸山三九三の二七〇
- 六 契約金額
一億八十万円
- 七 随意契約の理由
再度の入札に付しても落札者がなかったため、最低価格入札者と地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号の規定により、随意契約としたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な見積りをした者を契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭